

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注補遺

佐 立 治 人

目 次

- 一 『祥刑要覧』の我が国への伝来
- 二 林羅山に『祥刑要覧』を見せた人
- 三 『祥刑要覧』写本と元和中刊本
- 四 林羅山が見た『祥刑要覧』
- 五 寛永四年刊本の訓点をつけた人
- 六 『無刑録』と『祥刑要覧』
- 七 松本清張と『祥刑要覧』
- 八 若山拯の伝記資料の補遺

一 『祥刑要覧』の我が国への伝来

江戸時代の日本で刊行された『祥刑要覧』の底本となった『祥刑要覧』は、豊臣秀吉の朝鮮侵略の際に、朝鮮から持ち帰られたものであるらしい。大田南畝が質問し、木村兼葭堂が答

えた問答が記録されている『遡遊従之』（『大阪資料叢刊』第一所収、大阪府立図書館、昭和四十六年。五十六頁から七頁）に次のように記されている。

朝鮮の書は此方に渡すことを禁ず、と云。今、此方に伝へて存するもの、東国通鑑、懲愆録、東医宝鑑、東人詩話、遊松都録、金鰲新話等の外、幾くかある。

朝鮮の役後、齋来のものなし。彼国撰述のもの、類苑叢宝、郷薬集成方、村家救急方、攷事撮要、兵将説、祥刑要覧、農事直説、新增類合、牛馬羊猪療、三韓詩等、見及ところなり。其外、東涯三韓紀略に載するもの多し。（片仮名を平仮名に変え、句読点を補った。）

『遡遊従之』に記録された問答が行われたのは享和元年（一八〇一）である（同上『遡遊従之』解題）。木村兼葎堂は『祥刑要覧』が朝鮮で「撰述」されたものであると誤解している。「東涯三韓紀略」は伊藤東涯の『三韓紀略』である。『三韓紀略』の「文籍略」には『祥刑要覧』の名は挙げられていない。『三韓紀略』は『羅氏雪堂藏書遺珍（五）』（全国図書館文献縮微複製中心）所収本を見た。

大田南畝は「朝鮮の書は此方に渡すことを禁ずと云。」と述べている。中村榮孝『日鮮関係史の研究』下（吉川弘文館、昭和四十四年。三四五頁から六頁注12）に拠れば、「柳成竜の『懲愆録』は、元禄八年（一六九五）に京都の書肆から出版され、文禄・慶長の役に関する基礎文献として尊重されたが、正徳度（正徳元年（一七一））。佐立注。通信使が、その流布を見て、壬辰・丁酉乱前後の国情が日本に流伝することをおそれ、帰国後、その報告が契機となり、朝鮮典籍の日本輸出が禁じられた」という。『肅宗実録』（学習院東洋文化研究所刊『李朝実録』第四十一冊）巻五十一、三十八年（一七二二）五月壬寅条に「上、命じて、中国の書冊の外、我國の文籍（の日本への輸出は、佐立注。）、一並に嚴禁せしむ。」と記されている。『祥刑

要覧』は「中国書冊」であるから、朝鮮刊本であっても、日本への輸出禁止の対象ではない。

豊臣秀吉の朝鮮侵略によって、それ以前の古い書籍及びその冊板（版木）の多くが失われた。末松保和「攷事撮要とその冊板目録」（『青丘史草』第二所収、昭和四十一年）に拠れば、朝鮮の明宗九年（一五五四）に魚叔権が著した『攷事撮要』の卷末の「八道程途」に「冊板」の目録が注記されていたのであるが、豊臣秀吉の侵略によって、八道の冊板が、ほとんど戦火に全滅したので、冊板の目録を旧のままに記載しても無意味と考えられて、光海君五年（一六一三）の新版では、冊板の目録が省略されて、「土産」に変えられた、という。

その『攷事撮要』の宣祖十八年（一五八五）版の「八道程途」慶尚道、尚州の「冊板」の項に『祥刑要覧』の名が掲げられている（同上、末松論文、一九一頁）。豊臣秀吉の侵略まで、『祥刑要覧』の版木が確かに朝鮮に存在したのである。

二 林羅山に『祥刑要覧』を見せた人

『羅山林先生文集』（京都史蹟会編『羅山先生文集』巻一、大正七年。五十一頁）巻五、示菅玄東に、林羅山が菅玄東に送っ

た書簡の次のような文章が載せられている。書き下し文にして掲げる（括弧内は佐立注。）。

開歳の吉慶、彼れ此れ珍重珍重。一乖別より已来、瞻望多多、三秋の如し。余の足下を思、うを以て、足下の余に眷眷たるか。

旧冬、新渡の異書、来たりて足下の手裏に墮つるか、奈何。念うところ茲に在り。且つ又た然諾するところの賈氏家流の大学新本（不明）、並びに經史質疑（不明）、写して之れを賜わらば、何の幸いか旃こゝに加えん。翅熊掌ただと魚とのみならず（ぜひ欲しい物のたとえ。『孟子』告子上）。足下の鴻庇を仰ぐ者、此の事に在り。又た祥刑要覽、搜り索め出だすや否や、奈何。足下の此の書に於けるは、登徒（登徒子。戦国楚の人。色を好んだ。）の色に於けるが如く、酷吏の有罪を逮捕するが如く、明君の幽人（隱者）に側席するが如くなるか。此の書到らば、必ず告報を待つ。事、事、事（嗣の古字）信に附す。

原念齋『先哲叢談』（源了圓・前田勉訳注、平凡社、東洋文庫、一九九四年）巻一、菅庵庵、『羅山林先生文集』卷四十三、菅玄同碑銘、前掲「示菅玄東」の注、『藤樹先生全集』（第一冊、

藤樹神社創立協賛会、昭和三年）巻三、安昌弒玄同論に拠れば、菅玄東は、土師玄同とも称し、字は子徳、得庵と号し、生白室、虚白とも号した。播磨の人。京都に移って、藤原惺窩に入門し、高第弟子五人の一人となり、諸生を教授した。好んで群書を集め、万巻の書を所蔵していた。寛永五年（一六二八）、弟子の安田安昌に殺された。四十八歳であった。

林羅山がこの書簡を菅玄東に送った年は不明である。この書簡に拠れば、菅玄東は、酷吏が有罪者を逮捕するような熱意で『祥刑要覽』を搜し求めていた、という。菅玄東は、その後、『祥刑要覽』を獲て、「此の書到らば、必ず告報を待つ。」という要請に応じて、林羅山に見せたのであろう。内閣文庫に属する『祥刑要覽』写本（国立公文書館所蔵、請求番号二五四八、三〇〇函五十五号）は、林羅山が菅玄東から『祥刑要覽』を借りて筆写したものでなからうか。この写本には、林羅山の蔵書印である「江雲涓樹」の印が押されている。また、国立国会図書館及び東洋文庫に所蔵されている、元和中刊本とされる、古活字版の『祥刑要覽』は、菅玄東が入手した『祥刑要覽』を底本として印刷されたものではなからうか。木村兼葎堂が見て、朝鮮で「撰述」されたものと誤解した『祥刑要覽』は、菅玄東

が入手した『祥刑要覧』であつたかもしれない。

三 『祥刑要覧』写本と元和中刊本

寛永元年刊『祥刑要覧』で訂正されている元和中刊『祥刑要覧』の誤字脱字のほとんどは、国立公文書館所蔵の『祥刑要覧』写本（前掲）の誤字脱字と一致している。それでは、『祥刑要覧』写本は元和中刊本を写したものであるかと言うと、そうではない。両者に共通の原本（おそらくは管玄東が入手した『祥刑要覧』）を底本として、一方は筆写し、一方は印刷したものである。どうしてそれがわかるかと言うと、『祥刑要覧』の江戸時代のすべての刊本（元和中刊本、寛永元年刊本、寛永四年刊本、岩村藩刊本）が誤っているのに、写本だけが正しく写している箇所が二箇所存在するからである。原本を見ないと正しく写すことができないのである。

その二箇所の一つは、巻頭の呉訥の序文の「嘉其有可益人智慮」である。東洋文庫所蔵の『重刊祥刑要覧』も同じであるから、「人」があるのが正しいのであるが、写本以外、江戸時代のすべての刊本では「人」字がない。元和中刊本を印刷した時に落とされたまま、訂正されなかったのである。もう一つは、

「先哲論議」の中の「国朝翰林院学士宋濂撰進大明律表有曰」である。『重刊祥刑要覧』も同じであり、「大明律を進る表たてまつを撰して」と読むべきであるから、「撰進」が正しいのであるが、写本以外、江戸時代のすべての刊本では「進撰」になっている。元和中刊本を印刷した時に転倒したまま、訂正されなかったのである。

念のために言えば、元和中刊本は『祥刑要覧』写本を底本として印刷されたものではない。『祥刑要覧』写本は誤字が多いので、それをもとにして元和中刊本を作ることではできない。元和中刊本は、写本のもともなったのと同じ原本を底本として印刷されたものである。

四 林羅山が見た『祥刑要覧』

『棠陰比事加鈔』は、『棠陰比事』の訳注書であり、林羅山の講義を聞いた門人の著作と考えられている（長島弘明「常磐松文庫蔵『棠陰比事』（朝鮮版）三巻一冊」『実践女子大学文芸資料研究所年報』第二号掲載、昭和五十八年。五十四頁）。その『棠陰比事加鈔』（京都大学法学部図書室所蔵本を見た。）の卷上之下、包牛割舌に「呉訥が棠陰決事には、此時に牛は大廟の

性になり、農人の耕作をたすくものなればとて、我牛なれども何のやうもなきに殺すこと禁制なりとあり。」(片仮名を平仮名に変え、句読点を区別した。)と記されている。

「吳訥が棠陰決事」とは、吳訥が桂萬榮の『棠陰比事』から八十話を選んで『祥刑要覽』に収録した『棠陰比事』を指すに違いない。吳訥が八十話を選んで再編した『棠陰比事』は、何者かが『祥刑要覽』から抜き出して、『棠陰比事原編』、吳訥刪補『棠陰比事』と名づけて、独立した書籍を作った。しかし、林羅山が見て筆写した『棠陰比事』は「朝鮮板本」であり(『羅山林先生文集』卷五十四、棠陰比事跋)、朝鮮版の『棠陰比事』は全百四十四話が揃ったものである(前掲、長島論文)。林羅山が『棠陰比事原編』や吳訥刪補『棠陰比事』を見たり入手したりした形跡はないから、「吳訥が棠陰決事」は、吳訥の『祥刑要覽』に含まれていた、吳訥が再編した『棠陰比事』を指している、と考えられる。

すると、林羅山が見た『祥刑要覽』は、吳訥が八十話を選んで再編した『棠陰比事』を収録していたことになる。元和中刊『祥刑要覽』の巻尾に「祥刑要覽卷上終」、「下卷者即棠陰比事也」と印刷されている。これは、林羅山自身が、『祥刑要覽』

の下巻が吳訥再編の『棠陰比事』であることを実際に見て、記したのであろう。

なお、陳察増補『重刊祥刑要覽』(東洋文庫所藏)卷三「刪正桂氏棠陰比事」の「包鞫割舌」、『棠陰比事原編』(『学海類編』所収)の「包牛割舌」、吳訥刪補『棠陰比事』(『影印四庫全書』所収)の「包牛割舌」には、自分の牛であつても用もなく殺すことは禁制である、という文は伝えられていない。

五 寛永四年刊本の訓点をつけた人

寛永四年刊『祥刑要覽』には、返り点、送り仮名がつけられているが、誰がつけたのであろうか。内閣文庫の『祥刑要覽』写本の「経典大訓」のはじめから「朱子曰」の前まで、返り点、送り仮名がつけられている。これは林羅山がつけたものではなく、かろうか。寛永四年刊本の訓点と写本の訓点とを比べると、同じ所もあり、異なる所もある。異なる所は、寛永四年刊本の訓点の方が当たっている。寛永四年刊本の訓点は林羅山がつけたものであり、写本の訓点と異なる所があるのは、林羅山が後で考え直したからである、と考える。

六 『無刑録』と『祥刑要覽』

蘆野徳林（一六九六～一七七六）が著した『無刑録』十八卷は、刑法や刑罰、裁判に関する中国古来の記述を集め、それぞれの記述に自らの意見を加え、刑本・刑官・刑法・刑具・流贖・赦宥・聽斷・詳讞・議刑・和難・伸理・感召・欽恤・濫縱の十四篇に分類して収録したものである。その「序解」で蘆野徳林は「此書、初は明の呉訥が祥刑要覽の名を用て、祥刑要覽と号す。後に改て無刑録と云ふ。（中略）呉氏が祥刑要覽は、そのあみやう粗略なること多し。この無刑録は、経伝史集の内、刑政のことに係る精要の格言事実を取集て、十四篇となし、祥刑要覽と別段なるあみ様なり。」（明治十年刊、元老院蔵版『無刑録』の「序解」を見た。句読点を区別し、読点を補い、片仮名を平仮名に変え、濁点を加えた。）と述べている。蘆野徳林が、寛永四年刊本までのどの刊本の『祥刑要覽』を読んだのか不明である。

『無刑録』も、『祥刑要覽』と同様、『書経大全』『舜典』の「象以典刑」の項の引用から始まっている（『無刑録』の本文は佐伯復堂訳註『無刑録』上中下巻（信山社、一九九八年復刊）

を見た。『祥刑要覽』を模倣したのであろう。

七 松本清張と『祥刑要覽』

松本清張『乱灯江戸影絵』（上巻。角川文庫、平成二十年。三〇六頁から八頁）で、『祥刑要覽』の「先哲論議」に掲げられている「工獄」の話が登場人物が語っている。『乱灯江戸影絵』は、昭和三十八年三月から昭和三十九年四月まで朝日新聞夕刊に連載された『大岡政談』に加筆修正をほどこして、昭和六十年に今の題名に改めて刊行されたものである（権田萬治「解説」『乱灯江戸影絵』下巻所収、角川文庫、平成二十年。四五八頁）。松本清張がいつどこで『祥刑要覽』と出会ったのか不明である。

八 若山拯の伝記資料の補遺

序文篇第一節「岩村藩儒の序文」に掲げた若山拯の伝記資料、及びその伝記資料の中で紹介されている伝記資料の他に、目に触れた若山拯の伝記資料を掲げる。

竹治貞夫『近世阿波漢学史の研究』（風間書房、平成元年。四七六頁注1）に拠れば、昌平黌の入学者名簿で、林大学頭に

入門した者のみの名簿である『升堂記』（東京大学史料編纂所所蔵。写本十巻八冊）に若山壯吉（文政十一年（一八二八）入門）の名が見える。

『新撰東京名所図会』第三十五編（『風俗画報』第二四八号臨時増刊、明治三十五年）麻布区之部、麻布六本木町、有名なる諸家の墳墓（横瀬貞輔）に「若山勿堂」の項がある。「殊に吟声に妙にして」等と記されている。

大日本水産会編『村田水産翁伝』（大正八年）は、明治期の法典編纂に尽力し、元老院議員、貴族院議員を歴任した村田保の伝記である。その第二篇「翁の略歴」に、天保十三年（一八四二）大阪生まれの村田保が、十歳の頃、父と共に江戸に出て、若山^{マツ}壯吉に学んだ、と記されている（九頁）。

若山拯の刊行された文章は、「刻祥刑要覽序」、「惟一佐藤先生墓碣銘」（五弓豊太郎編『事実文編』第三、五十八所収、国書刊行会、明治四十四年）の他、文久二年（一八六二）正月に書かれた「医事啓源序」がある。『医事啓源』（『皇漢医学叢書』所収）は、漢方医学の大家、今村亮が、西洋医学の治療法のうち、漢方医学に前から存在するものを二十種挙げて説明したものである。呉訥もそうであったが、若山拯も医学に通じていた。

若山拯は兵学にも通じていた。山鹿流の兵学者で『教戦略記』を著した窪田清音（慶応二年歿）に学んだ。序文篇の一に若山拯の門人として挙げた勝海舟・板垣退助・土方久元は、若山拯に山鹿流の兵学を学んだ人である（石岡久夫『山鹿素行兵法学の史的研究』玉川大学出版部、一九八〇年。一七三頁から四頁、二二四頁から五頁）。

『日本教育史資料』八（文部省蔵版、富山房、明治三十七年再版）巻二十三、私塾寺子屋表、東京府に拠れば、若山拯が大名小路岩村藩邸内に開いていた漢学塾は、「千之塾」という名であつて、嘉永元年（一八四八）時点で百数十人の男子生徒がいた。「千之」は、『中庸』の「人一能之、己百之。人十能之、己千之。（人、一たびにて之れを能くすれば、己は之れを百たびす。人、十たびにて之れを能くすれば、己は之れを千たびす）」から採つたもので、人の百倍努力する、という意味である。